

4名以上 9名以内

理事が退任する事由の1つとして、学校法人近畿大学寄附行為第13条の2第2項第3号において、学校教育法第9条の規定が準用されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しているので現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

総合大学としての学校法人の長たる理事長は、意思決定機関である理事会を通じて重要事項を決し、また、決算及び事業の実績を評議員会で報告のうえ、意見を求めている。明確な規程のもとで、理事長は法人の運営に努めており、理事長のリーダーシップに関する特記事項はない。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・近畿大学九州短期大学学則
- ・寄附行為
- ・教学委員会議事録 [令和元(2019)年度]
- ・教授会議事録 [平成29(2017)年度～令和元(2019)年度]
- ・学長の履歴書 [令和(2020)年5月1日現在]
- ・学科会議議事録 [令和元(2019)年度]
- ・学校法人近畿大学職制
- ・近畿大学九州短期大学学生懲戒規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※該当区分に関わる自己点検・評価のための観点。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
- ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務施行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の

審議機関として適切に運営している。

- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
- ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は「短期大学設置基準」第22条の2（学長の資格）で定められている「学長となることのできる者は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」を満たした上で、「学校法人近畿大学職制」第23条により、近畿大学学長の推薦に基づき理事長から任命される。

学長は、本学の教学運営を理事長から一任されており、これを受けて教学運営についてリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する者として学長補佐が理事長から任命されている。

学長は、「学校法人近畿大学寄附行為」第17条第1項第1号に基づき、評議員会構成員として学校法人近畿大学の運営に関わっている。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」に基づき教授会を開催しており、教授会での審議事項について、必要に応じて教授会の意見を聴取し学長補佐と協議のうえ、最終判断を行っている。さらに建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けてFD活動などの自己点検・評価においてリーダーシップを発揮している。

学長は学生に対する懲戒について、「近畿大学九州短期大学学則」第40条及び「近畿大学九州短期大学学生懲戒規程」を定め、学則、学生規程その他諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反する行為のあった者に対して懲戒処分としている。

学長は教育運営の最高責任者として、学長補佐とともに教学部門及び管理部門の事務部と連携を密にし、必要に応じて指示をするなど、所属職員を統督している。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」にのっとり、運営組織として教授会を設置し、教育研究に関する重要事項を審議するため、原則毎月1回開催し適切に運営している。教授会の開催前に議題を電子メールで示し、急を要する議題については、臨時教授会を召集して審議する。教授会の議事録は、事務部が作成し、教授会の構成員が記載内容の確認を行った上で配付されている。

教授会は常に最良の教育環境を提供できるように検討を繰り返している。そのために、本学の学習成果及び三つの方針に関する共通認識を有している。

各種委員会の運営について学長は、各種委員会の規程に基づき、適切に運営している。令和元(2019)年度においては、運営委員会、(教員業績評価委員会部会)、将来計画検討委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、教学委員会、(入試制度・広報部会)、(カリキュラム検討部会)、(授業評価・改善部会)、教職課程委員会、就職委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント委員会、安全衛生委員会、情報システム運営委員会、図書館運営委員会、FD・SD委員会、通信教育部学務委員会、予算委員会、梅友会委員会の16の委員会と4つの部会を設置し、その運営は学長が指名した委員長と委員が行い、解決が困難な問題や新提案・検討は適宜、学長・学長補佐との協議により進められた。委員会での審議内容や結果は教授会と学科会議で報告され、教職員全員で認識を共有している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会、各種委員会を規程等に基づき適切に運営しているため、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、教育研究並びに大学運営まで広く識見を有し、常に建学の精神に基づいたリーダーシップを発揮していることから本項目についての特記事項はない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

68 監査報告書 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]

69 評議員会議決書 [平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事についての寄附行為に関わる規程は、以下の通りである。

- ・寄附行為第8条：監事は、評議員会の同意を経て理事長が選任する。
- ・寄附行為第11条：監事は、私立学校法第37条第3項に規定する職務を行う。

会計面においては、大学本部以外にも本学を含む附属学校・施設が点在しているため、帳簿・書類・証憑との照合、資産・負債の残高の検証、学校法人会計基準の準拠性